

仕様書(第21期「京都教師塾」の実施に係る保険)

本案件は、市内中小企業以外による見積書の提出を認めます。

1 保険の主旨

- ① 本市の実施する京都教師塾の活動中に京都教師塾の塾生が被る身体傷害を補償する。
- ② 同活動中に京都教師塾の塾生が他人の身体を負傷させ、財物を損傷させてしまった場合に法律上の賠償責任を負う際の損害を補償する。

2 用語の定義

(1) 塾生

別添①「第21期京都教師塾募集要項」に従い、京都教師塾の活動に参加する者を指す。

(2) 京都教師塾の活動

別添②「第21期京都教師塾募集ガイド」に掲載している第21期京都教師塾のカリキュラム(京都市教育学講座、京都市立学校実地研修、授業実践講座、フィールドワーク等)への参加を指す。

なお、活動の範囲には活動場所間の移動または活動場所までの通常の往復経路途上を含めること。

3 内容

(1) 保険内容及び種目例

- ① 塾生の傷害に対する保険(傷害保険)
- ② 塾生の賠償責任に対する保険(賠償責任保険)

※ 上記保険種目は参考として記載するものであり、本仕様書に記載の補償内容またはそれ以上の補償内容の保険であれば、保険種目や名称は問わない(例:①の仕様を満たす「普通傷害保険」や「費用保険」など)。

いずれの場合においても、見積書に本仕様書の補償内容を満たしている旨を明記すること。

(2) 期間

令和8年10月10日(土)0時から令和9年3月26日(金)24時まで

(3) 保険の対象

- ① 塾生の傷害に対する保険:第21期京都教師塾の塾生
- ② 塾生の賠償責任に対する保険:第21期京都教師塾の塾生又は本市

(4) 保険事故

① 塾生の傷害に対する保険

塾生が京都教師塾の活動中に被った急激、偶然、外来の事故によるケガ。

② 塾生の賠償責任に対する保険

ア 塾生が京都教師塾の活動中に、他人、本市の職員その他の者の身体の障害及び財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、財物については、本市の財物に係る賠償責任も対象とすること。

イ 塾生が損害を与えた第三者から本市が管理者責任を請求された場合、本市が当該第三者に支払う額を補償内容に含めること。

(5) 保険金額等

① 塾生の傷害に対する保険

No	保険金の種類	概 要
1	死亡	ケガを被り事故日から 180 日以内に死亡したときに死亡保険金額 200 万円を支払う。
2	後遺障害	ケガを被り事故日から 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生したときに死亡保険金額の 4%～100%を支払う。
3	入院	ケガを被り医師の治療のために入院したとき事故の日から 180 日を限度に入院保険金日額 3000 円を支払う。
4	手術	入院保険金を支払う場合に約款所定の手術を受けたとき入院保険金に所定の倍率を乗じた手術保険金を支払う。
5	通院	ケガを被り医師の治療のために事故の日から 180 日以内に通院したときに 90 日を限度に通院保険金日額 2000 円を支払う。

② 塾生の賠償責任に対する保険

No	保険金の種類	概 要
1	対人賠償	共通支払限度額3000万円(免責なし)
2	対物賠償	

(6) 保険料計算基礎数値

① 第21期京都教師塾の塾生

概算210人(参考:第 20 期 197人、第 19 期 218 人、第 18 期200人)

② カリキュラム全18回

(京都市教育学講座8回、授業実践講座2回、京都市立学校実地研修5回、フィールドワーク2回、卒塾式1回)

- ③ 延べ人数の考え方 (①塾生人数×②カリキュラム全18回×参加率%)

$$210人 \times 18回 \times 80.1\% = 3,028人$$

(6)③ 参加率80.1%については、上記(6)②に示す各カリキュラムにおける過去3箇年の参加率の平均値です。

- (7) 保険料支払方法

保険始期までに(6)に記載する保険料計算基礎数値に基づく保険料を概算で支払う。
具体的な手続き方法については契約業者と調整する。

- (8) 確定精算等

本事業終了後に確定精算を行う。確定精算のための最終参加人数等は令和9年4月上旬までには契約業者に提供するものとする。また、確定精算は令和9年5月31日までにを行うものとする。

具体的な手続き方法については契約業者と調整する。

- (9) 事故対応

引受保険会社は本市と発生した事故について相談できるよう担当者、連絡先を定めて体制を整えること。

4 見積書の記載内容について

- (1) 保険の種目別に、それぞれ1名あたりの保険料と、概算の保険料総額(概算210人分)、保険料算定基礎数値に基づいた積算根拠を明記してください。
- (2) 見積書の宛先は京都市長宛とし、代表者印、法人印を押印してください。
- (3) 代理店がある場合は、その名称を明記してください。

【問合せ先】

教育委員会事務局 総合教育センター 教員養成支援室
(担当:可原、井戸 TEL:075-342-3883)